

35 江戸幕府の成立

将軍	政治	戦乱
初代 家康	②1603 江戸幕府成立 家康 征夷大将軍 就任 → 後陽成 天皇による宣下 ③1605 将軍 秀忠 に 家康駿府に移り 大御所 に →将軍職は徳川家世襲を示す	①1600 × 関ヶ原 の戦い ○徳川家康 VS 石田三成● →大名の扱いの分かれ目 西軍総大将 → 毛利輝元 周防・長門へ減封
2代 秀忠	③1615 一国一城令 福島正則 →改易 ④1615 武家諸法度 元和令 大名が守るべき誓約。 家康 の命で 起草 = 金地院崇伝 ⑤1615 禁中並公家諸法度	①1614 × 大坂冬の陣 方広寺「国家安康、君臣豊楽」難癖つけた！ ②1615 × 大坂夏の陣 徳川氏 VS 豊臣秀頼 豊臣氏滅亡 → 元和優武 武器をおさめて使わないこと ⑥1616 家康死去 日光 久能山 に東照宮がある

関ヶ原の戦い①

文治派 石田三成、小西行長、増田長盛、長束正家、大谷吉継
 武断派 加藤清正、福島正則、黒田長政

大名に対する統制

改易

敵対した西軍の大名を **改易** (大名の領地没収) **転封** (国替)
減封 (領地一部没収) 上杉景勝は120万石から30万石へ減封。
 井伊直政は、石田三成の **佐和山城** を与えられ、その土地の西側に **彦根城** を作った。

石田三成・小西行長が京都六条河原で斬首。

小早川秀秋の西軍裏切りが勝敗を分けた。

大阪の役

家康のきっかけとしたのは **方広寺** の鐘銘。「国家安康」「君臣豊楽」

1619年 **福島正則** は広島城を無断で改築して改易となった。

国絵図 と **郷帳** を作成させ全国の支配者であることを示した。

一国一城令

武力削減のため、領地内の城を領主の居城一カ所に限ることを命じた。

違反したら → **破却** が出た。早稲田(文)

武家諸法度



1615年の武家諸法度 = **元和令** は、家康が南禅寺 **金地院崇伝** に起草させたものである。発令は **秀忠** の名でが絶対。

史料研究 (寛永令)
 一、文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事。
 一、大名小名、在江戸の交替相定むる所なり。毎歳夏四月中参勤致すべし。
 一、私ノ「**関所**」、新法ノ「**津留**」制禁ノ事。
 一、**五百石** 以上ノ船停止ノ事。
 起草 **〔林羅山〕**

史料研究 武家諸法度 『元和令』
 一 **文武弓馬** の道、専ら相嗜むべき事。
 一 諸国の **居城**、修補なすと雖も、必ず言上すべし。況んや新儀の構営硬く停止せしむる事。……
 慶長廿年七月



将軍	政治	戦乱
3代 家光	1634 家光上洛 全大名に 軍役 賦課、軍事指揮権示した 平時の 普請役 も課した ①1635 武家諸法度 寛永令 家光 の発布 (1) 参勤交代 の制度化 → 人質 の確保と 大名 の勢力削減 妻子を江戸に、 1 年ごとに江戸往復 →交通費、江戸生活費の多大な出費で経済力失わせる (2)500石以上の船の建造禁止	②1637 × 島原の乱

幕府と藩の機構

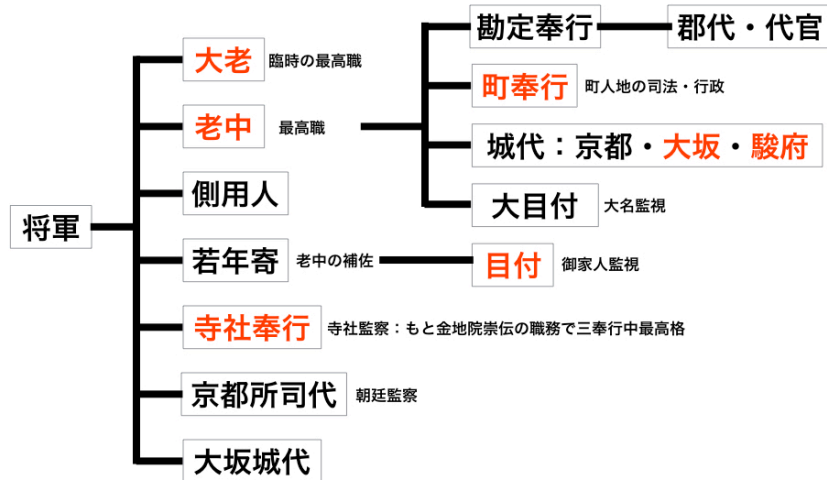
幕府の機構

- (1) **軍事力** = 将軍直属の家臣団と諸大名の負担する軍役で成立
旗本と御家人 …将軍直属の家臣で **知行高1万石未満** の者
旗本 …将軍お目見え可
御家人 …将軍お目見え不可
 (2) **経済力** 2643万石が全体
 ①直轄領 **400** 万石 (17世紀末)



- ②主要鉱山…佐渡・伊豆・但馬生野・**石見大森**
- ③重要都市の直轄…江戸・京都・大阪・長崎・堺

幕藩体制を支える体制



POINT

- ①**重職**: **大老** (非常置の最高職)・**老中** (政務を統括)・**若年寄** (老中補佐) など。重職には→**譜代大名**が任じられた。
- ②**三奉行**: **寺社奉行** (統制) **町奉行** (江戸支配) **勘定奉行** (幕府の財政運営・幕領の訴訟など) の総称。これを **三奉行** という。
- ③**権力集中の排除**: 幕府の要職は **月番交代** (1ヶ月交代の意味) で、重要事項は **合議制** をとった。例、江戸幕府の最高司法機関の **評定所** では、**老中や三奉行** などの合議である。
- 大名統制**
- ①大名の区分: 将軍と主従関係を結んだ知行高 **1万石以上の武士を大名** ...といい、大名の領地とその支配機構の総称を **藩** という。大名は将軍と親疎の関係で親藩・譜代・外様に分けられ、幕府は、親藩・譜代大名を **要所** に、有力な外様大名をなるべく **遠隔地** に置いた。
 - ・親藩…徳川氏一門の大名、御三家 (尾張・紀伊・水戸)

- ・ **譜代** …関ヶ原の戦い以前から徳川氏の家臣であった大名 (井伊氏)
- ・ **外様** …関ヶ原の戦いの後徳川氏に従った大名 (前田・島津)

②**参観交代**

- ・ 制度化の意図→平和な時代にふさわしいかたちで、諸大名の軍事力を総動員することをめざした。
- ・ 制度化の結果→江戸や街道沿いの宿駅の繁栄をもたらす一方で、大名にとっては大きな経済的負担となった。大名の弱体化を意図したものではない。

③**地方知行制から俸禄制度へ**: 大名は、初期には領内の有力武士に領地を与える **地方知行制** をとる場合もあったが、しだいに武士を城下町に集住させて藩政を分担させ、領内一円支配を進めた。17世紀半ばになると、多くの藩は、地方知行制から **俸禄制度** (藩の直轄領からの年貢を**蔵米**として家臣に支給する制度)に移行していった。

朝廷に対する統制

- ①京都所司代: 朝廷の統制と西国大名の監視
- ② **武家伝奏**: **公家** から **2人** 選出が出た。旗本や武家から選ばれるのではない。朝廷と幕府をつなぐ窓口として、朝廷に幕府側の指示を与えた。幕府優位を演出。
- ③ **禁中並公家諸法度** (1615) = 天皇の政治活動抑圧
天皇・朝廷が権力を持つことや、諸大名が朝廷に結びつくことを防止しようとした。京都御所を取り囲むように大寺院が建立されている。知恩院、南禅寺、意味深い。
- ④ **紫衣事件** 1627~29
御水尾天皇 が幕府に了解を得ず大徳寺などの僧侶に紫衣着用を勅許したことを問題にし、これを取り消した。翌々年、これに抗議した**大徳寺**の**沢庵**らが流罪にされた。これを機に御水尾天皇は讓位し **明正** 天皇となった。
勅許よりも法度が上位に位置する ことをはっきりと朝廷に示した事件。
出羽に流された沢庵はその最中に**沢庵漬**を考案。崇伝亡き後、罪が許されて家光が帰依。定かではないが…?

寺社統制 今の京都に立派な寺社があるのは家康と家光のおかげ!

- 寺院法度=宗派ごと、活動の抑圧
- 学問を奨励し、本山末寺の制を定める。
- ① **本末制度** = 本寺による末寺の統制 1665
本寺が末寺に住職を派遣する。幕府は本寺を保護し、本寺と幕府は権力という点で癒着してゆくので、**本寺を抑えれば全体を抑えられる**。末寺が本寺を訴えても、幕府の裁判では絶対に勝てない。
- ② **寺請制度** = キリスト教禁教策、どこかの寺の檀那として登録
寺請制度は島原の乱後に確立。1640年、宗門改役を設置。1664年には諸藩にも命じる。1671年、宗門人別帳が毎年作られることになった。
キリスト教徒でないことを証明するため、どこかの寺の檀那になることを義務づけるものだ。出生・死亡の際に寺に届けて、人別帳に記載。寺の役所になり葬式出してカネが入る。葬式仏教のさきがけである。